

島根地方最低賃金審議会 第443回会議 議事要旨

開催日時	令和7年8月18日（月） 午後9時30分～午後10時30分					
開催場所	島根労働局専用大会議室					
出席状況	公益を代表する委員	出席 5人	定数 5人			
	労働者を代表する委員	出席 4人	定数 5人			
	使用者を代表する委員	出席 4人	定数 5人			
主要議題	1 島根県最低賃金について 採決					
議 事 要 旨						
1 会長が、本日の会議の採決については非公開とし、議事要旨を公開することを説明した。						
2 会長が、島根県最低賃金について、専門部会報告書のとおり「引き上げ額71円とし、1時間1,033円、効力発生日は令和7年11月17日とする。」として、挙手による採決を行った。						
3 採決の結果、（会長を除き）賛成8名、反対4名であったことから、専門部会報告書のとおり決定、決議された。						
4 島根県最低賃金の改正決定に関する答申文案が審議され、議決された。 なお、答申文には以下4点の附帯決議が付された。						
1. 中小零細企業の社会保険料負担軽減策を実施されたい。 2. 中小企業の最低賃金引上げに伴い、1年間の最低賃金引上げに見合う運転資金への直接的な助成金・補助金を創設されたい。 3. 島根地方最低賃金審議会の審議を鑑み、全国規模（47都道府県公労使委員の代表参加）で「地方最低賃金審議会の在り方検討会」を開催されたい。 4. 各答申文に盛り込まれた附帯決議等について令和7年度末までにフィードバック（報告）をされたい。						
5 会長から局長へ答申文が手交された。						
6 賃金室長が意見申出の公示、申出がなされた場合の本審の日程等について説明した。						
7 会長が、これまでの審議を総括し、審議にあたって真摯な議論が行えたことへの謝意を示した。 また、今後も公労使一体となって、島根県のために真摯な議論を行っていきたい旨を表明し、閉会となった。						